

権利擁護センター愛媛規程第1号

2019年4月26日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という）として定めた「権利擁護センター愛媛」に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

権利擁護センター愛媛は、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度にかかわる事業を公正かつ適正に行うことを目的とする。また、社会福祉士が行政等の業務の中で実施する「虐待対応業務」を遂行するにあたり、その役割を十分果たせるよう支援することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

- 1 本会において権利擁護センター愛媛と称する機関を置く。権利擁護センター愛媛内に「権利擁護センターぱあとなあ愛媛」と「虐待対応委員会」を設置している。
 - 2 権利擁護センター愛媛は、本会の会員で構成する。代表は本会会長とする。
-

（機能及び事業内容）

第3条

ぱあとなあ愛媛の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

- 1 会員・非会員に対して成年後見制度についての学習をする機会の提供
- 2 成年後見人の養成や研修の企画運営
- 3 ぱあとなあ愛媛登録者及び成年後見活動実施者の情報交換や研修会の企画運営
- 4 成年後見人、後見監督人の推薦および支援活動
- 5 成年後見活動、後見監督活動、その他権利擁護活動に対する業務監督事業
- 6 成年後見事業等の啓発、相談の実施

7 その他目的を達成するための事業

虐待対応委員会の機能及び業務内容は次のとおりとする。

- 1 行政等の担当者からの問い合わせや協力依頼への対応
- 2 行政等に従事する会員の力量を担保するために、研修の企画および運営
- 3 行政等「虐待対応業務」に従事する会員のバックアップ
- 4 虐待対応専門職チーム管理運営
- 5 その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

(改正)

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

(補足)

第5条

この規程に定めるもののほか、「権利擁護センターぱあとなあ愛媛」の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2019年5月1日から施行する。